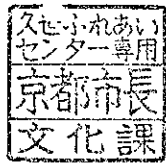


京都市告示第597号

公印を次のとおり廃止します。

平成18年3月31日

京都市長 榎本 頼兼

名 称	使用開始年月日	印 影	用 途
文化市民局文化 芸術都市推進室 文化芸術企画課 久世ふれあいセ ンター専用京都 市長印	平成18年4月1日	 21ミリメートル平方	久世ふれあいセ ンターホール等 に係る使用許可 事務で市長公印 の押印の必要な 事務

(文化市民局文化部文化課)